# 健康保険給付体系図

# 疾病•負傷

特定保険料率(前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、退職 者給付拠出金及 び病床転換支援金等に充てるための保険料

### 療養の給付

【家族療養費】

[診察・薬剤または治療材料の支給・処置、手術・入院その他の看護]業務外の疾病・負傷 [一部負担金]·70歳未満 3割 ·70以上75歳未満 2割(H25.3.31まで1割)現役並み所得 者(標準報酬月額28万以上)3割

# 入院時食事療養費

保険医療機関に入院し、保険診療に併せて食事療養を受けた場合に支給 ■ 算定された 費用の額(食事療養費)から食事療養標準負担額(一般の被保険者1食

### 入院時生活療養費

■ 厚生労働大臣が定める基準により算定した額(生活療養費)から生活療養標準負担額(入 院時生活療養(Ⅰ)を算定する保険医療機関入院者1日限度 円)を控除した額

### 高額療養費

【高額療養費】

同一月に同一保険医療機関等で保険診療を受け、一部負担金を払った額が高額療養費算定基準額 (年齢・所得等により額が異なる)を上回った場合に支給 70歳未満の場合 一般 80,100円+(総医療 費-267.000)×1%

### 高額介護合算療養費

【高額介護合算療養費】

世帯内の同一の医療保険加入者について、毎年8月1日から1年間にかかった医療保険と介護保険の 自己負担から基準額(70歳未満一般67万ほか)を差し引いた額

### 訪問看護療養費

【家族訪問看護療養費】

居宅で継続して療養を受ける状態にある被保険者で、主治医が必要と認めるものにつき指 定訪問看護を受けたときに支給 平均的な費用の7割

#### 送 移 費

【家族移送費】

①移送により法に基づく適切な療養を受けたこと、②移送の原因である疾病等により移動 困難、③緊急その他やむを得ない理由 ←保険者が認める場合

### 保険外併用療養費

【家族療養費】

①厚生労働大臣が定める療養(評価療養)、または②保険医療機関等で患者の選択による 療養(選定療養)を受けたときに支給 ■ 療養の給付の一部負担金と同じ割合の額ならびに 食事療養標準負担額および生活療養標準負担額を負担して、控除された金額

#### 療 養 費

①療養の給付を行うことが困難なとき、②保険医療機関等以外の病院等で診療等を受けた 場合に保険者がやむを得ないと認めた場合に支給 ■ 保険者が健康保険の基準で計算し た額から一部負担を控除した金額が支給される

### 傷病手当金

療養のため労務不能で給料が受けられないときに支給 ■ 欠勤4日目から1年6ヵ月間、標 準報酬日額(標準報酬月額の30分の1相当額)の3分の2

### 出 産

保険料 標準報酬の最高は47級 報酬月額 1,210,000円 最低は1級 58,000円

### 出産育児一時金

【家族出産育児一時金】 出産手当金

■ 420,000円(双生児の場合1児ごと) 受取代理制度あり

出産の日以前42日から出産の日後56日までの間休んで給料が受けられないときに支給 ■ 標準報酬日額の3分の2

### 亡 死

埋葬料(費)

家族等が葬儀を行ったときに支給 50,000円 家族いない→埋葬費 50,000円の範囲内で 実際支払額

### 【家族埋葬料】

資格喪失後の給付

[資格喪失日前日まで継続して1年以上の被保険者期間があった者]

A 傷病手当金、B 出産育児一時金(喪失後6ヵ月以内の出産)、C 埋葬料(費)(継続給付受 給中および受給終了後3月以内の死亡、または、資格喪失後3月以内の死亡)